

平塚市スポーツ優秀選手表彰規定

(趣旨)

第1条 この規定は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第20条に基づき、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた市内に在住する個人又は市内に所在する団体を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次条の基準に該当する個人又は団体を対象とする。ただし、高校生以下は除く。

(表彰の基準)

第3条 表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対してこれを行う。

- (1) 国際大会において優勝又は準優勝した個人又は団体
- (2) 全国大会において優勝した個人又は団体
- (3) その他前号と同等の実績であると市長が認めた個人又は団体

2 前項の大会は、毎年1月1日から12月31日までの間に行われるスポーツの競技会とする。

(表彰の手續)

第4条 スポーツ課長は、第2条の規定による表彰の候補者又は候補団体があるときは、別記様式により市長に推薦するものとする。

2 推薦に当たっては、表彰対象となる成績を残した大会要項、結果を推薦書に添付するものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、前条による推薦を受け、市長が決定する。

(再表彰)

第6条 この要綱により既に表彰を受けた者であっても、別に表彰する理由が生じたときは、再度表彰することができる。

(表彰の方法)

第7条 この規定による表彰は、予算の範囲内において記念品を授与するものとする。

2 表彰の対象となった者が、その表彰前に死亡したときは、記念品をその遺族に対して贈るものとする。

(表彰の期日)

第8条 表彰の期日は、その都度市長が定めるものとする。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、平成24年11月1日から施行し、平成24年1月1日から適用する。